

住宅の省エネ改修に係る固定資産税の減額措置について

令和8年3月31日までに一定の

省エネ改修が行われた住宅



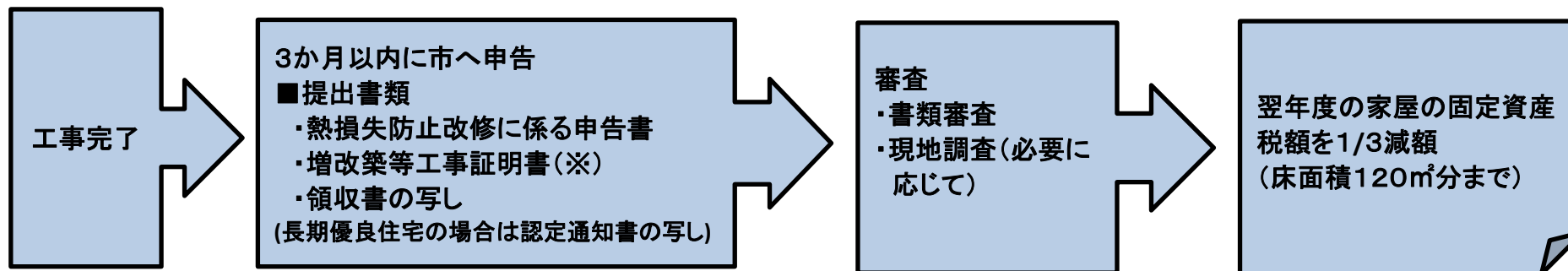
工事の翌年度分の税額を1/3減額

(120㎡分までを限度)

※平成29年4月1日以降に省エネ改修工事を行ったことにより、
長期優良住宅に該当することとなった場合は2/3減額

【要件】

- ・平成26年4月1日以前から存在する住宅であること(賃貸住宅を除く)
 - ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上～280㎡以下であること
 - ・令和8年3月31日までに一定の省エネ改修工事が行われたこと
 - 〔 ①窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)
 - 〔 ①と併せて行う、②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事
 - ・工事費が60万円以上のもの(国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く)
又は
 - ・断熱改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超のもの
- なお、新築住宅や耐震改修等で固定資産税の減額が適用中の家屋は対象外となります。(バリアフリー改修の減額とは併用できません)
- ※手続きの流れ



※増改築等工事証明書は、省エネ改修工事を実施した建築士、
または指定確認検査機関や登録住宅性能評価機関が発行します。

問合せ先: 逗子市総務部課税課資産税係 電話046-873-1111(代表)